

令和5年度 第1回原村国保運営協議会会議録

令和5年11月27日(月) 午後6:55
原村役場 201会議室(2階)

出席委員 (被保険者代表) 折井、清水
(保険医保険薬剤師代表) 正木、丸山
(公益代表) 平出、小松

職員 (保健福祉課長) 伊藤 (住民財務課長) 鎌倉
(医療給付係長) 河野 (税務係長) 中村
(健康づくり係長) 浦野 (国保担当) 松澤

1 開 会

保健福祉課長：国民健康保険運営協議会を開催します。
牛山村長欠席につき、諮問書の提出は代理で行わせていただきます。
また、公益代表の委員交代があり、小松さんに令和5年5月1日付けで委嘱させていただきました。
委員交代及び事務局の人事異動がありましたので、自己紹介をお願いします。(会長・各委員→事務局の順で自己紹介)

2 会長の選任及びあいさつ

保健福祉課長：会長選任方法に提案はありますか。
各委員：なし。
保健福祉課長：事務局より選任案がございます。
会長を平出さん、副会長を小松さんをお願いします。
ご異議ありませんでしょうか。
—なし—
保健福祉課長：会長のあいさつをお願いします。
会長：忌憚のないご意見をお寄せいただき、協議をお願いしたい。

3 村長挨拶 村長欠席のためなし

4 村長諮問

保健福祉課長：『令和6年度国民健康保険税率について』

5 協議事項

(1) 会議録署名人の指名

保健福祉課長：折井委員・正木委員をお願いします。

協議会の公開及び会議録について

議長：会議を公開にすることをお諮りします。

異議はありませんので、公開とします。

公開する場合、会議録の発言者の個人名を記載するかについて、村ホームページ等にも掲載されるため、今までと同様に個人名を掲載せず、A委員B委員というような標記としてよろしいでしょうか。

異議はありませんので、今までと同様の取り扱いとします。

(2) 令和4年度原村国民健康保険事業運営状況について（報告）

(3) 令和6年度国民健康保険税率について

医療給付係長：（運営状況、納付金額及び事業状況について説明）

（国保税率について説明）

議長：説明について質問や意見がありますか。

B委員：6市町村の所得水準について資料はありますか。

医療給付係長：後日確認して回答します。

D委員：県の方針は、令和9年度までに二次医療圏（諏訪広域など）の単位で保険料率をある程度合わせ、その後まだ確定していないが完全統一とするか、部分的に統一するかを決定していくという流れということですか。

医療給付係長：そのとおりで、税率を統一していくにあたり、完全に統一するか、部分的に統一し市町村独自の部分を残すかなどの、方向性がまだ定まっていないというところです。

D委員：令和9年までには2次医療圏で統一していくという方向までは出ていて、広域単位での税率を合わせる中で、市町村によって一人当たりの医療費や所得など諸々が違ってくると思います。その中で、率だけ統一し、広域ベースで調整していく（負担しあう）という考え方でしようか。

医療給付係長：当村は6市町村の中でも一人当たりの医療費が一番低い水準であるため、広域単位の平均となると納付金の負担額が増加する可能性があります。できるだけ、医療費が低い水準である自治体が不公平とならないよう、県は医療費水準の高い自治体においては抑制するための支援、徴収率が低い自治体は口座振替を推進するなどの取り組みを示しています。

C委員：保険料率を合わせるという話の中で、資料では引き上げると表現していますがどういうことでしょうか。

医療給付係長：当村の保険税は他市町に比べて低い水準となっています。納付金の金額を保険税で賄えるのがベストであり、そのために標準税率が示されています。今後、二次医療圏で水準を合わせていくとなった場合に、6市町村など広域での平均を見ると当村は引き上げていかなければならないという状況であるためです。今後県が示す保険料率についてはまだ確定してないため、現在、ワーキンググループなどが行われています。

保険料水準加速プランを策定とは、保険料水準の統一に向けた取り組み

みを国としても支援するため、統一の趣旨・意義・課題解決事例等について整理したもののことです。国については、10月半ばころ厚労省からの事務連絡で通知がありました。それを受け、県では今後の方向性などを検討しており、各市町村から担当者ワーキンググループなどで、意見を募っている状況です。

議長：説明にありました資産割については、昨年度までの協議のとおり令和6年度に引き下げ、令和9年度末に廃止となっております。その他保険料率については、県のロードマップにある二次医療圏での水準統一に向けて、県が示す本村の標準保険料率に段階的に近づけていくということになりますが、他にご意見等ありますか。

B委員：確認ですが、段階的に引き上げるか令和9年度直前に一気に引き上げるかの選択ということでしょうか。

医療給付係長：そのとおりです。

D委員：資料より、資産割廃止及び保険料率の統一化による世帯ごとの年間あたりの負担増額について、単純にこの計算で見てよいのでしょうか。

医療給付係長：資料作成に使用している標準保険料率は、令和5年度の数値を使用しており、毎年納付金額を確定するにあたり、各市町村どのくらいの税率でいくという数値がでます。その数値は毎年若干の変動があるため、多少の増減はあります。現段階では、標準保険料率の算定は医療費が高いところは高く出るようになっています。当村は、標準保険料率より少ない額を納めているので、まずは標準保険料率分を賄えるように進めていくこととなります。

B委員：標準保険料率の推移の資料はありますか。

医療給付係長：本日は資料がありませんが、過去に示されたものを積み上げの表にしてお示しすることは可能かと思います。

B委員：一度拝見したいのでお願いします。

D委員：県の資料より、保険料統一のためには、県全体で「個別公費」を均す必要があり、収納率向上をはじめとして保健事業などを積極的に行っている市町村は、標準保険料率には加味しないが、交付金が出るという理解でよいでしょうか。

医療給付係長：均すかについては、完全統一とするか、各市町村の頑張っている部分を反映した部分的な統一にするかで異なってくると思います。

議長：その他いかがでしょうか。先ほどの目標値というのは、「特定検診健康診査の実施率」「特定保健指導の実施率」「メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率に対する数値目標」「たばこ対策に関すること」「予防接種に関すること」「生活習慣病等の重症化予防の促進」「その他予防健康づくりの推進に関すること」の7項目においてどのくらい進んでいるかということが加味されるとありました。県からどういった目標値が設定されるかはっきりとわかりませんが、資産割については今までと同様に9年度に向けて段階的に引き下げていくということでご審議いただいています。

C委員：関係ない部分にはなりますが、長野県国民健康保険団体連合会は何をやっている組織ですか。

医療給付係長：国保連合会は、国民健康保険法に基づき、国保の保険者である長野県市町村および国民健康保険組合が共同して目的を達成するために設立された団体です。市町村および国保組合から委託される国民健康保険関連業務、長野県後期高齢者医療広域連合から委託される後期高齢者医療関係業務、介護保険者から委託される介護保険業務などを担っており、データの分析や当村ではレセプト点検の関係も委託しています。

C委員：県の下部組織ですか。

医療給付係長：国民健康保険法に基づき設立され、国と都道府県単位で設置されています。

議長：先ほどの件について、具体的には1月の会議でしっかり協議し、結果を出せればと思います。

D委員：各市町村の事務と県の事務が決まっていれば、最終的に市町村で税率を自由に設定できるという状況でもなく、今の段階では反対する事も難しいと思うので、ワーキンググループでの議論なども参考に検討していく必要があるかと思います。

議長：では、事務局案のとおり、資産割については昨年度までの協議のとおり令和6年度及び令和8年度で段階的に廃止すること、その他保険料については、県のロードマップにある2次医療圏での統一水準に向けて、県が示す当村の標準保険料率に段階的に近づけていくことしたいと思います。最終的な令和6年度保険税の答申は、次回1月の会議で令和6年度の標準保険料率を基に試算したものを事務局より提示してもらい、決定したいと思います。

(4) 国民健康保険税条例の一部改正について

議長：国民健康保険税条例の一部改定について出産育児一時金の改正について説明をお願いします。

住民財務課長：(出産育児一時金の改正について説明)

議長：質疑ご意見はありますか。

B委員：対象となる方にはどのように周知しますか。

税務係長：対象者には、母子手帳を管轄している部署と連携し、対象となりうる国保加入者のリストをもらい、対象者宛に勧奨していく予定です。既に11月以降で出産が終わっている方も含みます。なお、あくまで届出を受けて適用していく予定です。今後については、母子手帳をお渡しする際にリーフレット等を一緒に渡してもらうことを考えています。

D委員：所得割の免除はどのように適用するのか。

税務係長：所得割は個人の課税所得から43万円だけ控除し、その数字に所得割

算出用の数字をかけるとその方にかかる所得割を算出できますので、この所得割年税額を12月で割って単体妊娠の場合は4ヶ月をかけた分を減額する形で算出します。

D委員：該当するその期間だけを減額するという方法ですね。

議長：その他ありますか。

ーなしー

(5) 次期データヘルス計画（令和6年度から）の策定について

議長：次期データヘルス計画の策定についてご説明をお願いします。

医療給付係長：（次期データヘルス計画の策定について説明）

議長：報告について質問はありますか。

ーなしー

議長：以上を持ちまして審議を終了します。

6. その他

保健福祉課長：運営協議会の運営方法等含め、ご要望・ご意見はありますか。

会長：諏訪地域の国保運営協議会は広域で運営しているのですか。

医療給付係長：諏訪地域の国保運営協議会は6市町村の持ち回りで2年ごと事務局を担当します。例年2月頃運営協議会の研修会を実施する予定です。

保健福祉課長：事務局より、次回の会議は1月中旬から下旬でお願いしたいです。通知を差し上げますので、お忙しい中恐縮ですが出席をお願いします。

会長：村長諮問の回答が令和6年1月25日までとなっているため、それまでに開催をお願いします。

副会長：以上を持ちまして令和5年度第1回原村国民健康保険運営協議会を終了します。

（閉会 午後8時17分）